

つながる家族 お客様事業所の定義

最終改定日 2024 年 1 月 11 日
山形県南陽市和田 3369 番地
エヌ・デーソフトウェア株式会社

「つながる家族 サービス約款」におけるお客様事業所の詳細な定義は本書に規定の通りとします。お客様が本サービスを利用するために必要なライセンス数は、以下の規定に基づき算定されたお客様事業所数に応じて算定するものとします。

- ＜ほのぼのNEXT＞
- お客様事業所とは、お客様が事業主体として本書に添付の下表＜サービスマトリクス＞（以下、「サービスマトリクス」といいます）に表記の第1群～第35群のいずれかに属する介護サービス等を提供する拠点であって、同一建物内に所在するものをいいます。
 - 前項に該当する拠点が、サービスマトリクスに表記の第1群～第35群の複数の属する介護サービス等を提供する拠点である場合には、当該拠点はお客様が提供する介護サービス等の群別に異なるお客様事業所と見なすものとします。
例① 前項に該当する拠点で「訪問介護」と「訪問入浴介護」を提供している場合、当該拠点はサービスマトリクスに表記の第5群及び第6群に属する介護サービス等を提供する拠点であるため、**2つのお客様事業所**と見なされます。
例② 前項に該当する拠点で「訪問入浴介護」と「介護予防訪問入浴介護」を提供している場合、これらのサービスはいずれもサービスマトリクスに表記の第6群に属する介護サービス等を提供する拠点であるため、**1つのお客様事業所**と見なされます。
 - サービスマトリクスにおいて「サテライト」列が「●」の群に該当する介護サービス等に関するお客様事業所については、サテライト拠点（指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準について（平成11年9月17日老企第25号厚生省老人保健福祉局企画課長通知）の第二（総論）第1項（事業者指定の単位について）に基づき一体的なサービス提供の単位として「事業所」に含めて指定することができる取扱いとされた「出張所等」をいいます）を、前項にかかわらず、一体的なサービス提供の単位となる拠点と同一のお客様事業所と見なすものとします。
 - お客様が事業主体としてサービスマトリクスに表記の同一群の介護サービス等を提供する拠点が異なる建物に所在する場合、建物別に異なるお客様事業所と見なすものとします。
 - サービスマトリクスにおいて「独自」列が「●」の群について、当該群に属するお客様独自のサービス（保険外サービス）を提供している場合、当該サービスも当該群に属する介護サービス等に含まれるものとします。

＜介護保険サービスマトリクス＞

群	介護サービス	介護予防サービス／介護予防・日常生活支援総合事業	サテライト	独自
施設サービス				
1	介護老人福祉施設 ※サービスコード種別が51のサービス	—	—	—
2	介護老人保健施設 ※サービスコード種別が52のサービス	—	—	—
3	介護療養型医療施設 ※サービスコード種別が53のサービス	—	—	—
4	介護医療院 ※サービスコード種別が55のサービス	—	—	—
居宅サービス／居宅介護予防サービス				
5	訪問介護 ※サービスコード種別が11のサービス	訪問型サービス ※サービスコード種別がA1～A4のサービス	●	●
6	訪問入浴介護 ※サービスコード種別が12のサービス	介護予防訪問入浴介護 ※サービスコード種別が62のサービス	—	—
7	訪問看護 ※サービスコード種別が13のサービス	介護予防訪問看護 ※サービスコード種別が63のサービス	●	—
8	訪問リハビリテーション ※サービスコード種別が14のサービス	介護予防訪問リハビリテーション ※サービスコード種別が64のサービス	●	—
9	通所介護 ※サービスコード種別が15のサービス	通所型サービス ※サービスコード種別がA5～A8のサービス	●	—
10	通所リハビリテーション ※サービスコード種別が16のサービス	介護予防通所リハビリテーション ※サービスコード種別が66のサービス	—	—
11	福祉用具貸与 ※サービスコード種別が17のサービス	介護予防福祉用具貸与 ※サービスコード種別が67のサービス	—	—
12	短期入所生活介護 ※サービスコード種別が21のサービス	介護予防短期入所生活介護 ※サービスコード種別が24のサービス	—	—
13	短期入所療養介護（介護老人保健施設） ※サービスコード種別が22のサービス	介護予防短期入所療養介護（介護老人保健施設） ※サービスコード種別が25のサービス	—	—
14	短期入所療養介護（介護療養型医療施設等） ※サービスコード種別が23のサービス	介護予防短期入所療養介護（介護療養型医療施設等） ※サービスコード種別が26のサービス	—	—
15	短期入所療養介護（介護医療院） ※サービスコード種別が2Aのサービス	介護予防短期入所療養介護（介護医療院） ※サービスコード種別が2Bのサービス	—	—
16	居宅療養管理指導※サービスコード種別が31のサービス	介護予防居宅療養管理指導※サービスコード種別が34のサービス	●	—
17	特定施設入居者生活介護 ※サービスコード種別が33のサービス	介護予防特定施設入居者生活介護 ※サービスコード種別が35のサービス	—	—
18	特定福祉用具販売 ※サービスコード種別が41のサービス	特定介護予防福祉用具販売 ※サービスコード種別が44のサービス	—	—
19	住宅改修 ※サービスコード種別が42のサービス	介護予防住宅改修 ※サービスコード種別が45のサービス	—	—
20	特定施設入居者生活介護（短期利用） ※サービスコード種別が27のサービス		—	—
21	居宅介護支援 ※サービスコード種別が43のサービス	介護予防支援 ※サービスコード種別が46のサービス	—	—
地域密着型サービス／地域密着型介護予防サービス				
22	夜間対応型訪問介護 ※サービスコード種別が71のサービス		●	—
23	認知症対応型通所介護 ※サービスコード種別が72のサービス	介護予防認知症対応型通所介護 ※サービスコード種別が74のサービス	●	—
24	小規模多機能型居宅介護 ※サービスコード種別が73のサービス	介護予防小規模多機能型居宅介護 ※サービスコード種別が75のサービス	●	—
25	定期巡回・随時対応型訪問介護看護 ※サービスコード種別が76のサービス		●	—

群	介護サービス	介護予防サービス／介護予防・日常生活支援総合事業	サテライト	独自
26	複合型サービス（看護小規模多機能型居宅介護） ※サービスコード種別が 77 のサービス		●	—
27	地域密着型通所介護 ※サービスコード種別が 78 のサービス		●	—
28	認知症対応型共同生活介護 ※サービスコード種別が 32 のサービス	介護予防認知症対応型共同生活介護 ※サービスコード種別が 37 のサービス	—	—
29	認知症対応型共同生活介護（短期利用型） ※サービスコード種別が 38 のサービス	介護予防認知症対応型共同生活介護（短期利用型） ※サービスコード種別が 39 のサービス	—	—
30	地域密着型特定施設入居者生活介護 ※サービスコード種別が 36 のサービス		—	—
31	地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護 ※サービスコード種別が 54 のサービス		—	—
32	小規模多機能型居宅介護（短期利用型） ※サービスコード種別が 68 のサービス	介護予防小規模多機能型居宅介護（短期利用型） ※サービスコード種別が 69 のサービス	●	—
33	複合型サービス（看護小規模多機能・短期利用型） ※サービスコード種別が 79 のサービス		●	—
34	地域密着型特定施設入居者生活介護（短期利用） ※サービスコード種別が 28 のサービス		—	—
その他				
35		その他の生活支援サービス ※サービスコード種別が A9～AE のサービス	—	●

※表中の「サービスコード種別」とは、厚生労働省が指定する「介護給付費単位数等サービスコード」におけるサービス種別を表すコード部をいいます。

<ほのぼのmore>

- お客様事業所とは、お客様が事業主体として本書に添付の下表<サービスマトリクス>（以下、「サービスマトリクス」といいます）に表記の第1群～第29群のいずれかに属する障害福祉サービス等を提供する拠点であって、同一建物内に所在するものをいいます。
- 前項に該当する拠点が、サービスマトリクスに表記の第1群～第29群の複数に属する障害福祉サービス等を提供する拠点である場合には、当該拠点はお客様が提供する障害福祉サービス等の群別に異なるお客様事業所と見なすものとします。
- お客様が事業主体としてサービスマトリクスに表記の同一群の障害福祉サービス等を提供する拠点が異なる建物に所在する場合、建物別に異なるお客様事業所と見なすものとします。
- サービスマトリクスにおいて「独自」列が「●」の群について、当該群に属するお客様独自のサービス（保険外サービス）を提供している場合、当該サービスも当該群に属する障害福祉サービス等に含まれるものとします。

<障害者総合支援サービスマトリクス>

群	障害福祉サービス	サテライト	独自
入所系			
1	施設入所支援 ※サービスコード種別が 32 のサービス		—
2	共同生活援助（グループホーム） ※サービスコード種別が 33 のサービス	●	—
3	福祉型障害児入所施設 ※サービスコード種別が 71 のサービス		—
4	医療型障害児入所施設 ※サービスコード種別が 72 のサービス		—
日中活動系			
5	居宅介護、重度訪問介護、行動援護、重度包括、同行援護 ※サービスコード種別が 11、12、13、14、15 のサービス		●
6	療養介護 ※サービスコード種別が 21 のサービス		—
7	生活介護※サービスコード種別が 22 のサービス		—
8	短期入所 ※サービスコード種別が 24 のサービス		—
9	宿泊型自立訓練 ※サービスコード種別が 34 のサービス		—
10	自立生活援助 ※サービスコード種別が 35 のサービス		—
11	自立訓練（機能訓練） ※サービスコード種別が 41 のサービス		—
12	自立訓練（生活訓練） ※サービスコード種別が 42 のサービス		—
13	就労移行支援 ※サービスコード種別が 43 のサービス		—
14	就労移行支援（養成施設） ※サービスコード種別が 44 のサービス		—
15	就労継続支援 A 型 ※サービスコード種別が 45 のサービス		—
16	就労継続支援 B 型 ※サービスコード種別が 46 のサービス		—
17	就労定着支援 ※サービスコード種別が 47 のサービス		—
18	計画相談支援 ※サービスコード種別が 52 のサービス		—

19	地域相談支援（地域移行支援） ※サービスコード種別が 53 のサービス		—
20	地域相談支援（地域定着支援） ※サービスコード種別が 54 のサービス		—
21	障害児相談支援 ※サービスコード種別が 55 のサービス		—
22	児童発達支援 ※サービスコード種別が 61 のサービス		—
23	医療型児童発達支援 ※サービスコード種別が 62 のサービス		—
24	放課後等デイサービス ※サービスコード種別が 63 のサービス		—
25	保育所等訪問支援 ※サービスコード種別が 64 のサービス		—
26	居宅訪問型児童発達支援型 ※サービスコード種別が 65 のサービス		—
27	その他		●
28	地域生活支援事業（移動支援事業）		●
29	救護施設 措置事業のため該当なし		—

※表中の「サービスコード種別」とは、厚生労働省が指定する「介護給付費単位数等サービスコード」におけるサービス種別を表すコード部をいいます。

以下、余白